徳島赤十字病院医師の時間外・休日労働時間の縮減について

徳島赤十字病院

当院にて、厚生労働省の定める基準を超過している時間外・休日労働を行う医師について時間外・休日労働時間の縮減のための計画を示すこととする。

1．時間外勤務の状況 （※ 対象者1名 法定外労働時間）

（【基準】 令和6年度：1，785時間 令和7年度：1，710時間 令和8年度：1，635時間）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外勤務（時間）	1528：17	1609:00	1713:20

2．改善に向けた取り組み

（1）医師の確保

当該診療科の医師不足等により緊急手術症例等の対応に追われたことが要因と考える。継続的に採用活動行い、必要な人材の確保に努める。

（2）タスクシフト・タスクシェアの推進

看護師、メディカルスタッフ、医師事務作業支援へのタスクシフト・タスクシェアについて、現状の継続をしつつさらなる業務を拡大する。また、当該診療科に専門のクラーク（医師事務作業補助者）を配置する。

（3）健康確保措置及び休暇の取得促進

面接指導を通じて、当該医師健康リスクの早期把握に努める。また、連続勤務時間の制限、勤務間インターバル確保及び代償休息確保を可能とする勤務体制の構築を行う。また、有給休暇等の更なる取得を促し前年度より取得日数を増加させる。